

愛媛・大分広域交通連携強化事業助成金（再募集）
（個人旅行商品造成支援） ～（一財）空港環境整備協会助成事業～

松山空港利用促進協議会と大分空港利用促進期成会では、松山空港及び大分空港の利用促進と首都圏等から愛媛・大分両県への船旅を介した広域周遊ルートの形成・定着を図るため、予算の範囲内で、松山・大分両空港の定期航空路線を相互インアウトで利用し、両県への個人旅行者の誘客促進に取り組む事業者を支援する「松山空港及び大分空港利用促進事業助成金（個人旅行商品造成支援）」の交付申請を受け付けます。

【実施主体】

松山空港利用促進協議会／大分空港利用促進期成会

【助成対象者】

旅行業法における第一種旅行事業者または第二種旅行事業者

【助成要件】

- 次の条件をすべて満たす募集型企画旅行
 - (1) 愛媛県外及び大分県外からの個人型旅行商品であること（エスコート型は除く）
 - (2) 松山空港及び大分空港の定期航空路線を相互インアウトで利用すること
 - (3) 平成30年6月1日（金）から平成31年1月14日（月）までの間に愛媛県内**又は**大分県内の宿泊施設に**2泊以上**宿泊すること
 - (4) 松山・大分両空港間の移動の利便性を高めるため、公共交通機関の手配も合わせて行えるようにすること（四国旅客鉄道株式会社の企画切符「豊予海峡横断きっぷ」のオプション販売など）
- 旅行商品の販売に当たっては、「（一財）空港環境整備協会の助成事業であること」及び「助成金額」を明記し、購入者にそのことを認識できるようにしてください

【助成対象経費及び交付額】

- 旅行代金割引経費（航空運賃及び宿泊費等を含む旅行商品の販売価格から割引かれた金額）は、参加者1人当たり1万円を上限とする
 - ※ 大人料金を支払った実人員とし、小人・無賃人員を除く。
 - ※ 助成対象となる旅行商品の販売価格に含まれる航空運賃及び宿泊費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。
- 販売促進経費（旅行商品の販売促進に係る経費）は1事業者当たり20万円を上限とする
 - ※ 送客実績に応じて算定するものとする。
- 旅行代金割引経費と販売促進経費を合わせた1事業者当たりの助成金限度額は200万円

※ 助成金の交付申請額の総額が予算の範囲を超えない場合は、1事業者あたりの上限額を変更できるものとする。

※ 助成金の交付申請額の総額が予算の範囲を超える場合は、交付申請書及び添付書類をもとに審査を行い、最大3者を選定する。

【個人旅行商品の催行期間】

平成30年6月1日（金）～平成31年1月14日（月）

【再募集（交付申請書受付）期間】

平成30年5月16日（水）～平成31年5月23日（水）

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日等の閉庁日を除く）

【申請先】

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課空港・航空振興グループ

（TEL）089-912-2252 （FAX）089-912-2249

【その他】

- 他の助成制度との重複利用はできません。
- 申請にあたっては、各月の販売予定数などを記載した販売計画の提出が必要です。
- 助成事業者は、毎月の販売実績を取りまとめ、松山空港利用促進協議会へ報告してください。販売計画と販売実績に大幅な差のある場合は、同協議会と協議のうえ、販売計画の見直しを指示する場合があります。なお、期間内でも事業を打ち切りとする場合があります。

【問合せ先】

松山空港利用促進協議会窓口：

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課空港・航空振興グループ

（TEL）089-912-2252 （FAX）089-912-2249

大分空港利用促進期成会窓口：

大分県企画振興部観光・地域局交通政策課広域交通班

（TEL）097-506-2155 （FAX）097-506-1731